石川県災害対策本部連絡員室長 殿 (石川県危機対策課長)

> 非常災害対策本部 物資調達·輸送班長

今後の物資調達・輸送支援について

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」の被災地における物資調達・輸送に当たっては、当該地震の被害状況や地理的特性等に鑑み、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十六条の十六の規定に基づき、政府がプッシュ型支援(自治体の災害応急対策実施に当たる物資が不足し、緊急を要するため国への支援要請を待たず開始する支援)で実施してきたところです。

今般、災害発生から一定の期間が経過し、被災地においては商業施設及び物流の再開や、 生活関連インフラの段階的な復旧等、被災地における物資調達・輸送能力が回復されてきて いると認められているところです。

石川県においても、2月26日及び3月18日の石川県知事会見にて、これまでの政府によるプッシュ型支援の総括と共に、今後は物資支援と地域の商流再建との両立を図る必要がある旨表明がありました。また、3月19日の石川県災害対策本部員会議において、石川県知事より、3月23日をもって政府によるプッシュ型支援を終了し、その後は原則として、災害救助法の枠組みのもとで、石川県と市町において、被災者への物資調達を行うこととする旨発言があったところです。

これらの状況に鑑み、今後の物資調達・輸送支援については、下記のとおりといたします。

記

- 1. 政府によるプッシュ型支援は3月23日で終了し、今後の必要な物資調達・輸送手配は、 災害救助法の枠組を活用する等して石川県が主体となって実施する。
- 2. 今般、政府における物資発注・調達・輸送手配に関する仕組みについて必要に応じ適宜 石川県に引き継ぐ。

特に、災害対応のデジタル化、効率化を推進する観点から、政府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を石川県及び各市町において引き続き活用する。

3. ただし、大量な物資調達等、石川県で物資調達が困難な場合にあっては、当分の間は、石川県からの依頼に基づき、政府が調達手配の支援をする。